

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

①免除(全額免除・一部免除(一部納付))申請

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料が全額または一部免除になります。

②納付猶予申請

50歳未満の人で、本人、配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の人で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

申 ①②7月1日(月)から令和6年度分(令和6年7月～令和7年6月)の受付をしています。

③4月から令和6年度分の受付をしています。

【①・②・③共通事項】

持 基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーカード(通知書)、失業などを理由とする場合は雇用保険受給資格証または雇用保険被保険者離職票など、学生の人は学生証もしくは在学証明書

※申請する時点から2年1か月前の月分までさかのぼって免除・納付猶予申請ができます。

※前年所得や失業などの状況に基づき審査を行いますので、承認されない場合があります。

マイナンバーカードを利用して電子申請も行えます。
詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構
ホームページ(電子申請)▶



保険料の追納(後払い)をおすすめします

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を追納することで、保険料を納付した場合と同じ金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構
ホームページ(追納)▶



産前産後免除申請

出産予定日または出産日が属する月の前月～4か月間の保険料が免除されます。

対 平成31年2月1日以降に出産した人

申 出産予定日の6か月前から申請できます。

持 基礎年金番号のわかるものまたはマイナンバーカード(通知書)、母子手帳

※前年所得にかかわらず免除されます。すでに納付された分は還付されます。

国民年金保険料の免除・納付猶予制度についての詳細は市ホームページをご覧ください。

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123)

刈谷年金事務所(☎21-2110)



▶市ホームページ

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの保険証の有効期限は8月31日までです。新しい保険証は8月中旬～下旬に簡易書留郵便でお送りします。9月1日以降は新しい保険証を使用してください。今回送付する保険証の有効期限は令和7年7月31日までとなり、従来の保険証と異なりますのでご注意ください。

※マイナンバーカードの保険証利用を既に登録している人も今回は送付させていただきます。

※有効期限の切れた保険証は個人情報特定出来ないよう、裁断等して破棄してください。

○保険証の廃止について

国から示されたマイナンバーカードと保険証の一体化の方針に基づき、従来の保険証は令和6年12月2日以降、廃止されます。マイナ保険証として登録がまだの人は登録をお願いします。

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない人には、保険証の有効期限が切れる前に保険証の代わりとなる「資格確認書」を発行いたします。

問 国保医療課 国保年金係(95-0123)

